

# 死亡された方の市税について

死亡された方の市税については、下記のとおりとなります。

## 1. 住民税（市・県民税）・・・毎年6月中旬 納税通知書発送

住民税の賦課基準日はその年の1月1日となります。年度途中で納税義務者が亡くなった場合、残額は相続人に納めていただくことになります。

生前の納付方法により、死亡後の納付については下記のとおりとなります。

### ① 納付書、または口座振替にて納付されている方

納税通知書に同封された納付書または口座振替により納付してください。

### ② 給与からの差引の方

給与から差引できなかった残額を相続人に納めていただく場合がございます。事業所の給与担当者、または課税課にご相談ください。

### ③ 年金からの差引の方

年金からの差引は、死亡により停止されます。年金から差引できなかった額につきましては、後日納付書を送付させていただきます。

## 2. 軽自動車税・・・毎年5月中旬 納税通知書発送

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。軽自動車を所有している方が亡くなった場合は、下記の各手続き場所にて名義変更・廃車の届出を行ってください。手続き内容については課税課にご相談ください。

なお、二輪・四輪軽自動車の名義変更、廃車の手続きがすぐに行うことができない場合は、手続きがなされるまでの間、市役所からの通知などを受け取る方（相続人代表者）を申告して頂く必要がありますので、「軽自動車税の相続人代表者（指定・変更）届出書」の提出をしていただくこととなります。内容については課税課までご相談ください。

### <名義変更の手続き場所>

① 原動機付自転車・ミニカー・小型特殊自動車 等 ⇒ 市役所にて

② 二輪（250cc以下）・二輪の小型自動車（250cc超）等 ⇒ 福井運輸支局にて

③ 四輪貨物・四輪乗用車 等 ⇒ 軽自動車検査協会にて

※②③については、購入した販売店に手続きの代行をお願いする人が多いです。その場合手数料がかかりますので、次回の車検時でも構いません。

### 3. 固定資産税・・・毎年5月中旬 納税通知書発送

固定資産税の賦課基準日はその年の1月1日となります。年度途中で納税義務者が亡くなった場合、残額は相続人に納めていただくことになります。

また、課税課より、納税義務者死亡後の相続人代表者をお届けいただく申告書（土地家屋の現所有に関する申告書）をお送りいたします。登記手続きがお済みになるまでの間、市役所からの通知などを受け取る方（相続人代表者）を申告してください。

以上はあくまでも固定資産税に関する届出であり、土地や家屋の名義を変更するためには、法務局にて相続登記を行う必要があります。詳しくは、法務局の登記相談窓口、最寄りの司法書士にご相談ください。登記の変更を行わないことにより、様々なトラブルが起こる可能性があります。すみやかに相続登記を行っていただきますようお願いいたします。

### 4. 国民健康保険税・・・毎年7月中旬 納税通知書発送

国民健康保険税は、世帯主に課税されます。年度の途中に加入者が死亡した場合、後日更正（決定）通知書にて更正後の税額等をお知らせいたします。

また、世帯主が亡くなった場合は、死亡した月から新世帯主が納税義務者となります。後日郵送いたします更正（決定）通知書をご確認のうえ、ご納付いただきますようお願いいたします。

現在の納付方法により、死亡後の納付については下記のとおりとなります。

#### ① 納付書、または口座振替にて納付されている方

更正通知をお届けするまでは、納税通知書のとおり、納期が来たものは納付してください。仮に納付した額が再計算後の年税額を上回っていた場合は、後日還付させていただきますのでご了承ください。納付した額が年税額に満たない場合は、差額分の納税通知書をお送りいたします。旧世帯主が口座振替をご利用されていた場合は、納税課にご相談ください。新たな世帯主が口座振替を希望される場合は手続きが必要です。

#### ② 年金からの差引の方

年金からの差引は、死亡により停止されます。年税額に関しましては、死亡日までの納付額に応じ、再計算したものを、通知にてお知らせいたします。

### 5. 口座振替登録口座が死亡者名義になっていませんか。

各税目の納付方法として、口座振替をご利用されていた方で、その登録口座が死亡者名義の場合は手続きが必要です。納税課までご相談ください。

※必要となった各種手続きにつきましては、下記までご相談ください。

連絡先 坂井市役所 課税課（税額に関すること） 電話：0776-50-3023  
納税課（納付に関すること） 電話：0776-50-3024